

第 98 回薬剤師国家試験過去問題集(演習型解説書) 改訂表

2016 年 5 月 27 日現在

日本薬局方の改訂、法改正等により以下の箇所が変更となります。

ページ	問番号	箇所	変更前	変更後
65	問 53	関連問題 1 関連問題 4	熱質量測定法～	熱重量測定法～
86	問 72	解説文 3 行目	申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の～	申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の
		解説文 4 行目	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の～	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の
		解説文 6 行目	申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の～	申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の～
		解説文 7 行目	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後～	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後～
	Exercise	4 行目	GQP は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の	GQP は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の
		5 行目	GVP は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の	GVP は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の
189	問 127	設問・解説 関連問題 Exercise	「21 世紀における国民健康づくり運動」(健康日本 21)	「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動」(健康日本 21 (第 2 次))
192	問 129	設問 5 解説 5	食事摂取基準 (2010 年版)	食事摂取基準 (2015 年版)
	問 129	設問 5 解説 5 関連問題 12	生活習慣病の一次予防	生活習慣病の発症予防及び重症化予防
215	関連問題	解説文 1	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の～	医薬品、医薬部外品、化粧品又は再生医療等製品の製造業の～
		解説文 2	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の～	医薬品、医薬部外品、化粧品又は再生医療等製品の製造業の～
		問題文 4	医療機器の製造業の許可については～	医療機器の製造業の登録については～
		解説文 4 1 行目 2 行目	製造業の許可要件	製造業の登録要件

226	Exercise	問題文 1行目	生物由来製品を介した	許可生物由来製品等を介した
		問題文 3行目	医薬品の副作用とは、	許可医薬品等の副作用とは
227	Exercise 解答	①③	①医薬品、 ③許可医薬品、	①許可医薬品等、 ③許可医薬品及び許可再生医療等 製品
288	問 178	選択肢 5 解説 4 解説 5	PTP 包装	PTP
		解説 4	SP 包装	SP
	Exercise	問題文 7行目	PTP 包装	PTP
373	問 229	解説 3	食品衛生法	食品表示法
	Exercise	③		
381	問 235	解説 4	～二次予防手段である。	～二次予防手段であるが、生活習慣病の発症予防も視野にいれた一次予防にもあたることがある。
498	問 311	解説文 1行目	分割調剤は長期投薬分割調剤加算と後発医薬品分割調剤加算に分けられる。	分割調剤は長期投薬分割調剤と後発医薬品分割調剤に分けられる。
		解説文 表	分割調剤加算	分割調剤
		解説文 1 解説文 2 2行目	後発医薬品分割調剤加算の対象となる。	後発医薬品分割調剤の対象となる。
499	問 311	解説文 3 1行目 2行目 解説文 4 1行目 2行目	長期投薬分割調剤加算の対象	長期投薬分割調剤の対象
502	Exercise 解答	⑤	翌年の 12 月 31 日、	翌々年の 12 月 31 日、
	関連問題	解説文 4 1行目	厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）の許可を得て～	都道府県知事の許可を得て（平成 28 年 4 月 1 日より、麻薬小売業者間譲渡許可は、都道府県知事が与える許可となり、有効期間が最長 3 年間に延長となった。）
		解説文 4 4行目	許可日からその日の属する年の 12 月 31 日までである。	許可日の翌々年の 12 月 31 日までである。

509	問 316	解説文 4 1 行目	「重複投与・相互作用防止加算」 は～	「重複投薬・相互作用等防止加算」 は～
		解説文 4 2 行目	分割調剤加算（長期投薬又は後 発医薬品）	削除
510	Exercise	6 行目	55%以上の保険薬局は～算定 できる。	65%以上というのは、(5) 加 算の算定要件の1つである。
		9 行目	後発医薬品 (⑥) 加算が算定 できる。	後発医薬品 (⑥) が算定で きる。
511	関連問題	問題文 2 行目	2 つ選べ。	1 つ選べ。
		解答	c・d	c
		解説文 c 3 行目	「後発医薬品分割調剤加算」が 算定できる。	「後発医薬品分割調剤」が算定で きる。
		問題文 d	全文	削除
512	問 317	選択肢 5	重複投薬・相互作用防止加算は、	重複投薬・相互作用等防止加算は、
		解説文 5	重複投与・相互作用防止加算は、 ～	重複投薬・相互作用等防止加算は、 ～